

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項 の農林水産大臣の同意を得 た土地利用方針に係る復興 整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	太陽光発電施設整備事業（金谷②地区）	金谷	特定非営利活動法人 野馬土

図面記号										
M-14-2										
	当事者の別	氏名	捺印	住所						
1	当事者の住所等	譲受人	特定非営利活動法人 野馬土 代表理事 杉和昌	印	福島県相馬市石上字南白髭320					
2	土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定 されている場合		土地利用区分	
				登記簿	現況		権利の 種類	権利者 の氏名 又は名 称	農振法	都市 計画法
		別紙のとおり								
		計		13,624㎡（畑 0㎡）						
3	権利を設定し又 は移転しようと する契約の内容	権利の種類	権利の設定、 移転の別	権利の設定、 移転の時期	権利の 存続期間	その他				
	賃借権	設定	平成27年2月25日	20年間						
4	転用すること によって生ずる 付近の農地作物 等の被害の防除 施設の概要	<p>整備する施設は主にパネル等太陽光発電施設であり、用水、排水系統を分断することもなく、日照等についても施設が低層であるため、特段の問題はないと考えます。周辺農地の営農に対する影響は軽微ですが、種子飛散を防ぐための用地管理（草刈等）を徹底することと致します。</p> <p>また、一部施設整備用地の地下に幹線水路（管水路）が埋設されており、地上権による荷重制限等が課されていますが、支障がないよう設計することとします。</p> <p>これらのことについて、農業委員会及び請戸川土地改良区とは調整済みです。（平成26年10月）</p>								

